

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

委員長 五嶋 義行

議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第6号)について」

委員 東池尻住宅跡地は分割して売却するのかが。

住環境課長補佐 建物は県の補助金で整備しているため、無償譲渡することが条件となっており、この建物



東池尻住宅

を含め一括での売却を予定しています。

委員 商店街活性化事業補助金(空家等対策事業)については、場所を変えて何度も補助を受けるようなケースは発生していないか。

まちづくり課長 これまで約130軒ほどの空き店舗利用者がおられます。この内7割程度の店舗が定着されています。中にはこの空き家対策の補助金がなくなれば営業が継続できないという理由で、閉店されたケースもあると聞いていますので、新規創業の方等に商工会とともにバックアップを行っている状況です。

委員 いこいの村については、点検管理を徹底し、施設や環境が荒廃する前に積極的に譲渡先を見つけるべきではないか。

まちづくり課長 今後は施設の配水管や配電設備の状況等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、景気動向等を勘案しな

がら、的確な時期に公募ができるよう準備を進めていきます。

委員 有害鳥獣捕獲報奨金については、単価を上げるなどの駆除隊の意欲喚起につながる対策を早急に行えないか。

農政課長 報奨金の単価の増額については、駆除隊の役員会の意見や、近隣市町村の単価等を見定めながら検討してまいります。



囲い罠

委員 有害鳥獣による被害額の推移は。

農政課長 農業共済組合から令和2年度の被害総額は386万6千円との情報を得ていますが、これには家

庭菜園での自給的作物等の被害は含まれていないため、全体的な被害は把握できていません。今後は、全体の被害額を把握する手段を模索したいと思っています。

認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

委員 危険ブロック塀等安全確保支援事業165万1千円における、「危険ブロック塀」の判断基準は。

建設課建築営繕係長 避難通路、県道、国道、市道に接するブロック塀で、道路から80cm以上の高さがあり、また、塀自体の高さが60cm以上のものにおいて、歪みや空洞、亀裂などが発生している場合、行政の建築部門の担当者が確認し、危険ブロック塀と判断することとなります。

委員 道路施設等の長寿命化を図っている中で、舗装更新延長施策の達成率が45.2%と低いですが、達成率を高める方策は。

建設課建築営繕係長 国の補助が申請に対して半分程度しか配分されない状況があり、達成率が低くなっています。今後も路面の状況調査を行

い、結果の悪い路線を重点的に整備する計画を作成し、継続して申請していききたいと思います。

委員 市営住宅での除草や樹木剪定等の維持管理が困難になっているとの課題が示されているが、今後、入居する際の条件に、団地の維持管理に関する義務を組み込むことは出来ないか。

住環境課長 入居者で管理していただくのが基本ですが、管理が行き届いていない部分は、委託等で伐採などを行っている状況です。入居要件に盛り込むための検討をしていきたいと思います。

委員 あっせん事業による農地の売買の背景には、農家の後継者がいない実情があるのではないか。また、売買される際の10a当たりの単価は、**農業委員会事務局長** 農業の後継者が居ないため、売り渡すケースが大半を占めています。また、相続により県外の方が所有されている田んぼ等をこの事業で売買している場合もあります。単価については、基盤整備されている水田は70万円程度ですが、その他については条件により変

動します。畑については、農振地域での昨年度の実績としては20万円から40万円となっています。

認定第11号「令和2年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

委員 量水器は毎年何台程度を取り替えているのか。

水道課長 阿蘇市内に約9千軒の量水器があり、計量法により8年に1回の取替が規定されていることから、例年8百軒以上を取り替えています。

委員 漏水調査業務委託料は5万円の実績となっているが、この金額で十分な漏水調査が行なえているのか。

水道課長 この委託料については、突発的に異常な配水量が発生した際、職員が対応しきれない漏水調査を業者へ委託したものであり、広域的な調査を行ったものではありません。漏水調査については、毎年2百万円ほどの委託料を計上していますが、委託する前に調査区域を絞るための調査を、夜間に職員が行う必要があります。なかなか進まない現状です。

議案第65号「工事請負契約の変更について」

議案第66号「工事請負契約の変更について」

委員 ほとんどの公共工事で何らかの理由により設計変更が行われている。誤解を招かないよう、計画にあたっては事前に設計会社と十分な協議を行うべきではないか。

住環境課長 出来る限り変更等がないよう、しっかりと協議調整していきたいと思えます。

委員 1工区、2工区、それぞれの間取りと戸数は。

住環境課長 1工区は2DKが10戸、2工区は3LDKが1戸、2LDKが8戸、1DKが2戸で11戸、1工区と2工区を合わせて21戸です。

委員 2工区においては、補助対象となる2本のボーリング調査に加え、阿蘇市の自己負担でもう1本調査していれば、今回の設計変更は発生しなかったのではないか。

住環境課長 ボーリング調査を行った場所から約4・5mという狭い範囲内であるにも関わらず、支持



市営住宅赤水西団地建設工事現場

層の深さはボーリング調査の結果と大きく異なっていました。これは通常では想定できない状況であり、ボーリング調査の本数を前もって増やす判断をすることは困難でした。今後は、今回の結果を参考にしながら、地質調査については設計段階から入念に協議を行いたいと思えます。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。